

至誠館大学倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条に基づき、至誠館大学倫理委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、至誠館大学（以下「本学」という。）において雇用され研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者等」という。）の研究活動に関して、学術研究の信頼性と公正性を確保し、基本的な研究倫理の確保を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び審査する。

- (1) 研究者等が人を対象とする研究の実施計画のヘルシンキ宣言の趣旨に即した倫理的観点からの審査に関する事項
- (2) 前号で審査を行った研究の意見を述べるための調査並びに研究実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するための調査に関する事項
- (3) 研究者等の利益相反の審査に関する事項
- (4) 研究倫理についての教育・研修並びに国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (5) その他研究倫理等に関する事項

(研究倫理審査の対象)

第4条 委員会は、人間を直接の対象とする研究に関して、本学の研究者等から申請された研究計画の内容を、ヘルシンキ宣言の趣旨に則し次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究活動等の対象となる者（以下「対象者」という。）の人権の擁護のための配慮
- (2) 対象者（必要のある場合にはその家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究活動等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮

2 委員会は、申請がない研究計画についても必要と認めたときはその申請を求めることができる。

3 委員会は、審査後に倫理的問題が生じたと客観的に判断できる場合には、倫理審査の承認を取り消すことができる。

(組織)

第5条 委員会は大学の教育職員若干名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、大学の教育職員以外の学識経験者若干名を加えることができる。

3 委員は、学部長が指名する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長が指名する。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、審査の判定は、出席者の過半数によって決する。

2 委員は、自己の研究計画に係る審査に参加することはできない。

(申請の手続)

第9条 研究計画の審査を申請しようとする者は、審査申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、必要な場合は同意書(様式自由)を添えて、委員長に提出しなければならない。

(審査の判定)

第10条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 承認、条件付承認の場合は、研究活動等を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

3 委員長は、判定結果を学長に報告しなければならない。

4 学長が必要と認める場合は、判定結果を公表することができる。

(判定の通知)

第11条 委員長は、審査後速やかにその判定を、審査結果通知書(別紙様式2)により申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たって、審査判定が、前条第1項第3号、第4号又は第5号の場合は、その理由を記載しなければならない。

(再審査)

第12条 申請者は、審査の判定結果に対し異義のある場合は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を請求することができる。

2 再審査の請求は、別紙様式3の再審査申請書により行わなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 平成 2 1 年 1 0 月 1 日 (制定)

この規程の施行により、最初に指名された委員の任期は平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

改 正 平成 2 6 年 4 月 1 日 (第 1 回改正)

平成 3 1 年 4 月 1 日 (第 2 回改正)

令和 4 年 1 1 月 1 日 (第 3 回改正)

令和 6 年 4 月 1 日 (第 4 回改正)

令和 7 年 4 月 1 日 (第 5 回改正)

受付番号

至誠館大学倫理委員会審査申請書

令和 年 月 日

至誠館大学倫理委員会委員長 殿

申請者
所 属
職 名

至誠館大学倫理委員会規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究活動等の期間	倫理委員会承認後 ～ 令和 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究活動等の概要 (1) 研究活動等の目的 (2) 実施方法	
6. 実施対象及び実施場所 (1) 実施対象 (2) 実施場所、所要時間等	

7. 精神的、身体的苦痛等が生じる恐れのある場合、その内容及びそれらに対する配慮、対象者の拘束時間が長くなる場合、途中の休憩確保や時間短縮の工夫を記載してください。

8. 研究活動等における倫理的配慮

(1) 研究活動等の対象となる者（以下「対象者」という。）の人権の擁護（個人情報の守秘義務等）のための配慮

(2) 対象者（必要のある場合にはその家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究活動等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮

9. その他

(1) 書類、電子ファイルの保管場所、管理方法、廃棄方法、廃棄時期等

(2) 研究活動等の結果の公表予定

(3) 研究者等の利益相反の可能性の有無 有 ・ 無

備考 審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目5、6、7に代えることができる。

至誠館大学倫理委員会審査結果通知書

令和 年 月 日

殿

至誠館大学長

印

令和 年度第 回委員会（令和 年 月 日開催）において審査の結果、下記のとおり判定されましたので、通知いたします。

記

1. 受付番号	
2. 研究課題名	
3. 研究責任者	(所属)
4. 判定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当
条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当の理由等	

受付番号

至誠館大学倫理委員会再審査申請書

令和 年 月 日

至誠館大学長 殿

申請者 所属
氏名 印

至誠館大学倫理委員会規程に基づき、下記のとおり再審査を申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	(所属)
3. 判 定	
(審査結果通知受領日) 令和 年 月 日	
再審査申請の理由	